

第5節 税務課

〔総括概要〕

自立的な行財政運営を実現するうえで、自主財源である市税の重要性は非常に高く、常に厳正な税務行政の執行が求められることから、租税の原則に基づき、公平・明確な租税賦課業務に努めた。

具体的な取組みとして、市民税関係では、課税客体の適正把握のため、個人住民税未申告者に対する申告の催告等を実施した。また、より一層の税收確保に向けて、未申告法人の活動状況調査や申告指導を行った。

保険税（料）関係では、転入者等に対する適正な賦課を行うため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、車両の現況調査等を通じて、課税客体の適正把握に努めた。

資産税関係では、土地と家屋の税務通知書を電子データ化し、固定資産税システムに取り込むことにより、精度の向上と業務の効率化をすすめた。償却資産についてはe L T A Xの推進、新規事業者の捕捉及び申告書の送付、未申告事業者に対する催告等の申告指導を継続して行った。

税政係

1 調定額

（単位：千円）

税目 \ 区分	本年度	前年度
市民税	9,773,926	10,151,355
軽自動車税	556,579	550,767
市たばこ税	1,195,800	1,199,615
鉱産税	3,978	4,183
入湯税	18,292	16,728
国民健康保険税	4,339,842	4,765,516
後期高齢者医療保険料	1,661,151	1,599,197
介護保険料	3,536,900	3,526,989

2 賦課状況

(1) 軽自動車税（4月1日現在）

（令和5年度課税状況調より）

区 分 車 種		総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税 額 (千円)
			非課税	減免		
原 動 機 付	50cc以下	4,491	37	2	4,452	8,904
	51cc～90cc	519	1	—	518	1,036
	91cc～125cc	1,129	13	—	1,116	2,678

自転車	ミニカー			113	—	—	113	418	
	小 計			6,252	51	2	6,199	13,036	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車				2,184	2	2	2,180	7,848
		三輪車			1	—	—	1	5
	四輪車	乗用	営業用	1	—	—	1	6	
			自家用	11,605	28	275	11,302	81,374	
		貨物	営業用	67	—	1	66	198	
			自家用	2,689	19	37	2,633	10,532	
	新税率適用分	乗用	営業用	2	—	—	2	14	
			自家用	17,207	24	403	16,780	181,224	
		貨物	営業用	161	—	—	161	612	
			自家用	4,003	39	62	3,902	19,510	
	重課適用分	乗用	営業用	3	—	—	3	25	
			自家用	9,805	26	247	9,532	122,963	
		貨物	営業用	41	—	—	41	185	
			自家用	5,719	38	82	5,599	33,594	
	75%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—	
			自家用	49	—	1	48	130	
		貨物	営業用	2	—	—	2	2	
			自家用	1	—	—	1	1	
	50%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—	
			自家用	—	—	—	—	—	
		貨物	営業用	—	—	—	—	—	
			自家用	—	—	—	—	—	
	25%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—	
			自家用	—	—	—	—	—	
		貨物	営業用	—	—	—	—	—	
			自家用	—	—	—	—	—	
	小型特殊	農耕作業用			6,129	21	4	6,104	14,650
		フォークリフト等			534	2	—	532	3,139
	小 計				60,203	199	1,114	58,890	476,012
二輪の小型自動車				3,072	18	5	3,049	18,294	
合 計				69,527	268	1,121	68,138	507,342	

(2) 市たばこ税

区 分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
たばこ税	183,183,959	674,842	182,509,117	1,195,799,903
手持ち品	—	—	—	—

合 計	183,183,959	674,842	182,509,117	1,195,799,903
-----	-------------	---------	-------------	---------------

※税率の改正がなかったため、手持ち品課税はなし。

(3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	30,897	9,269,100	—	—
ドロマイト	141,843	56,737,200		
石灰石 第2類	1,209,266	302,316,500		
珪 石	69,549	34,774,260		
合 計	1,451,555	403,097,060	403,077	3,977,600

(4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	355,829	17,791,450
宿 泊	150	3,337	500,550
合 計		359,166	18,292,000

3 諸証明等の交付（栃木地域分）

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	24,232	457	・納税、所得及びその他の証明 1件につき300円 ・土地及び建物の評価証明 1件につき300円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし1件増すごとに100円を加算する。 ・住宅用家屋証明 1件につき1,300円
公簿閲覧	2,875	913	・資産台帳の閲覧 1冊につき300円 ・公簿等の写し 1枚につき300円
合 計	27,107	1,370	

市民税係

1 個人市民税賦課状況（7月1日現在）（令和5年度課税状況調より）

(1) 所得区分別市民税額調（単位：千円）

区 分		金 額	所 得 区 分 別 金 額				
			給 与	営 業	農 業	そ の 他	分離譲渡
所得金額		222,769,413	190,687,733	8,589,548	1,651,483	17,596,902	4,243,747
所	雑 損	1,330	1,231	—	—	99	—
	医 療 費	1,337,901	763,973	93,342	47,344	356,503	76,739

得 控 除 額	社会保険料	39,722,911	35,398,021	1,203,942	252,007	2,414,412	454,529
	小規模企業共済等掛金	1,057,073	698,799	230,182	16,638	70,387	41,067
	生命保険料	2,693,690	2,340,672	99,950	19,378	201,081	32,609
	地震保険料	116,507	80,509	6,116	4,231	22,393	3,258
	障 害 者	661,260	457,940	32,260	8,960	143,420	18,680
	寡 婦	139,620	80,600	3,900	260	52,780	2,080
	ひとり親	299,700	285,300	7,200	—	6,000	1,200
	勤労学生	780	780	—	—	—	—
	配 偶 者	4,355,070	2,879,380	112,380	18,360	1,291,590	53,360
	配偶者特別	1,091,060	879,580	35,750	2,090	160,180	13,460
	扶 養	5,470,820	4,859,780	259,050	58,290	214,670	79,030
	同居特別障害者	132,710	104,420	8,740	2,070	13,340	4,140
	基 礎	31,327,170	25,681,530	1,001,900	176,300	4,130,440	337,000
	計	88,407,602	74,512,515	3,094,712	605,928	9,077,295	1,117,152
	課税標準額	138,740,940	116,175,218	5,494,836	1,045,555	8,519,607	7,505,724
税 額	算出税額	8,193,865	6,968,037	329,596	62,722	510,784	322,726
	調整控除額	150,695	119,121	5,289	969	24,000	1,316
	配当控除額	6,320	2,824	40	4	1,838	1,614
	住宅借入金等 特別税額控除	162,415	157,088	4,268	286	542	231
	寄附金税額控除	225,807	189,304	11,646	590	5,544	18,723
	外国税額控除	1221	202	—	—	14	1,005
	税額調整額	569	449	6	—	113	1
	配当割額等控除額	10,263	646	53	1	2,347	7,216
	減免税額	286	286	—	—	—	—
	所得割額	7,636,289	6,498,117	308,294	60,872	476,386	292,620
	均等割額	286,167	225,294	10,168	1,726	48,979	—
	市民税額合計	7,922,456	6,723,411	318,462	62,598	525,365	292,620
市民税負担割合(%)		100	84.9	4.0	0.8	6.6	3.7
納税義務者数(人)		81,762	64,086	2,879	490	13,437	870
所得割人数(人)		73,096	59,847	2,351	411	9,617	870

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,160	2,320,023	1,645,304	53,152	49,060
10万円を超え100万円以下	25,260	37,035,807	14,455,774	848,168	771,358

100 〃 200 〃	22,105	57,688,040	32,998,874	1,958,843	1,810,527
200 〃 300 〃	11,539	44,600,677	28,502,682	1,696,368	1,568,708
300 〃 400 〃	5,555	28,945,380	19,330,878	1,154,051	1,101,835
400 〃 550 〃	3,173	20,779,444	14,677,167	876,729	840,757
550 〃 700 〃	924	7,629,509	5,773,820	343,300	327,232
700 〃 1,000 〃	661	6,876,672	5,503,109	329,323	309,947
1,000 〃 2,000 〃	510	8,085,332	7,290,534	426,748	392,202
2,000 〃 5,000 〃	181	5,808,823	5,603,203	330,078	301,266
5,000 〃 1億円 〃	21	1,484,281	1,448,945	86,725	80,883
1億円を超える金額	7	1,515,425	1,510,650	90,380	82,514
合 計	73,096	222,769,413	138,740,940	8,193,865	7,636,289

※「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除に関する調（単位：人）

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除人員	扶養控除人員の内訳		
		うち老人配偶者		老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養
1万円以下の金額	45	25	51	4	18	29
1万円を超え 2万円以下	17	9	34	1	8	25
2 〃 3 〃	28	13	31	6	4	21
3 〃 4 〃	21	10	35	4	9	22
4 〃 5 〃	25	13	40	1	14	25
5 〃 6 〃	33	17	32	1	6	25
6 〃 7 〃	28	16	46	6	10	30
7 〃 8 〃	29	18	38	3	7	28
8 〃 9 〃	35	24	31	4	5	22
9 〃 10 〃	28	15	47	4	12	31
10 〃 15 〃	194	126	193	16	49	128
15 〃 20 〃	291	194	243	16	74	153
20 〃 25 〃	343	224	234	12	53	169
25 〃 30 〃	299	178	228	19	56	153
30 〃 40 〃	506	286	432	24	113	295
40 〃 60 〃	967	531	864	51	253	560
60 〃 80 〃	887	368	869	50	266	553
80 〃 120 〃	1,540	415	1,496	93	457	946
120 〃 160 〃	1,359	226	1,442	73	443	926
160 〃 200 〃	1,253	120	1,270	69	375	826
200万円を超える金額	4,871	207	6,335	330	1,363	4,642
合 計	12,799	3,035	13,991	787	3,595	9,609

2 法人市民税賦課状況（7月1日現在）

均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,176
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	36
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	567
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	59
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	128
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	30
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	135
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	10
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	25
合 計			4,166

保険係

1 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 630,000円
- ・所得割 6.6/100
- ・均等割 25,100円
- ・平等割 18,600円
- ・課税内訳

区分	所得割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	13,733	31,189	20,268
退職世帯	0	0	0
合 計	13,733	31,189	20,268

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,495	3,180	2,332	11,007	229
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	5,495	3,180	2,332	11,007	229

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数 (人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
----	---------	--------------	--------	-----------	----------

一般世帯	20,268	31,189	2,027,682,000	100,043	65,012
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	20,268	31,189	2,027,682,000	100,043	65,012

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 190,000円
- ・所得割 2.6/100
- ・均等割 10,200円
- ・平等割 7,500円
- ・課税内訳

区分	所得割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	13,733	31,189	20,268
退職世帯	0	0	0
合 計	13,733	31,189	20,268

イ 軽減世帯及び限度額世帯

（単位：世帯）

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,495	3,180	2,332	11,007	436
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	5,495	3,180	2,332	11,007	436

ウ 調定額

区分	世帯数（世帯）	被保険者数（人）	調定額（円）	一世帯当たり（円）	一人当たり（円）
一般世帯	20,268	31,189	789,444,300	38,950	25,311
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	20,268	31,189	789,444,300	38,950	25,311

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 170,000円
- ・所得割 2.1/100
- ・均等割 11,200円
- ・平等割 6,200円
- ・課税内訳

区分	所得割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	4,228	9,383	7,988
退職世帯	0	0	0

合 計	4,228	9,383	7,988
-----	-------	-------	-------

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	1,871	1,022	761	3,654	136
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	1,871	1,022	761	3,654	136

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	7,988	9,383	266,005,800	33,300	28,349
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	7,988	9,383	266,005,800	33,300	28,349

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	17,943	2,671,448,300
特別徴収対象世帯	5,574	411,683,800
合 計	23,517	3,083,132,100

2 後期高齢者医療保険料賦課状況(7月1日現在)

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・賦課限度額 660,000円
- ・所得割 8.54/100
- ・均等割 43,200円

均等割低所得者軽減額(円)		
7割軽減	5割軽減	2割軽減
30,240	21,600	8,640

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数(人)	
		普通徴収	特別徴収
一般	(前年の所得金額-基礎控除額)×8.54%+43,200円	2,143	7,195
7割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}以下の被保険者は均等割額を7割軽減。	1,769	9,591
5割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+(29万円×被保険者数)以下の被保険者は、均等割額を5割軽減。	547	3,765

2割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+(53.5万円×被保険者数)以下の被保険者は、均等割額を2割軽減。	385	2,971
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額を免除、均等割額を5割（加入した月から2年間）軽減。	(内357)	
合 計		4,844	23,522

(3) 後期高齢者医療保険料調定額（現年度分）

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収	4,844	501,311,000
特別徴収	23,522	1,105,941,500
合 計	28,366	1,607,252,500

3 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段 階	対 象 者	被保険者数(人)		年間保険料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者 ・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	716	6,066	21,592
第2段階	・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下の方	39	3,799	28,790
第3段階	・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	33	3,275	50,383
第4段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	440	6,548	61,179
第5段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	54	8,038	71,976
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	353	9,372	86,371
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え210万円未満の方	316	5,703	93,568
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上400万円未満の方	352	3,435	107,964
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	99	723	125,958

第10段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	43	235	143,952
第11段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	26	139	161,946
第12段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	19	75	179,940
第13段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,200万円以上の方	51	225	197,934
合 計		2,541	47,633	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,541	220,724,495
特別徴収対象者	47,633	3,265,014,043
合 計	50,174	3,485,738,538

資産税係

1 調定額 (単位：千円)

税目 \ 区分	本年度	前年度
固定資産税	11,174,805	11,057,009
特別土地保有税	13,318	14,610
都市計画税	830,441	817,513

2 固定資産税評価状況 (令和5年1月1日現在)

(1) 土地

地 目		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
田	一 般 田	54,180	76,890,827	8,761,538
	宅地介在田等	3,218	2,103,964	10,541,923
畑	一 般 畑	29,342	19,720,331	1,211,391
	宅地介在畑等	3,101	1,684,665	7,541,010
宅 地		147,345	40,553,772	435,720,801
鉱 泉 地		2	4	392
池 沼		272	139,731	5,325

山	林	21, 596	52, 748, 567	2, 177, 134	
牧	場	13	6, 751	317	
原	野	2, 980	819, 098	17, 661	
雜	種	地	29, 198	24, 856, 286	52, 691, 488
合	計	291, 247	219, 523, 996	518, 668, 980	

3 固定資産税評価状況（令和5年1月1日現在）

(1) 木造家屋

種 類	棟 数（棟）	床 面 積（㎡）	決定価格（千円）
専 用 住 宅	59,328	5,865,850	159,896,680
共 同 住 宅・寄 宿 舎	1,010	249,766	10,320,913
併 用 住 宅	3,618	393,157	5,890,149
ホ テ ル・旅 館・料 亭	139	6,991	79,511
事 務 所・銀 行・店 舗	1,714	126,558	3,219,601
劇 場・病 院	89	16,133	607,988
工 場・倉 庫	1,253	106,377	543,991
土 蔵	1,807	88,413	112,720
附 属 家	23,127	938,970	3,342,414
合 計	92,085	7,792,215	184,013,967

(2) 非木造家屋

種 類	棟 数（棟）	床 面 積（㎡）	決定価格（千円）
事 務 所・店 舗 百 貨 店・銀 行	1,920	740,881	40,579,521
住 宅・ア パ ー ト	7,999	1,342,574	50,173,953
病 院・ホ テ ル	138	128,183	11,250,319
工 場・倉 庫・市 場	6,271	2,879,853	76,588,802
そ の 他	10,081	629,682	5,170,349
合 計	26,409	5,721,173	183,762,944

(3) 償却資産

(単位：千円)

区 分		決 定 価 格	課税標準額
市長 しが た価 も格 の等 を決 定	構 築 物	29,184,509	28,941,015
	機 械 及 び 装 置	108,883,454	106,994,571
	船 舶	2,571	2,571
	航 空 機	-	-
	車 両 及 び 運 搬 具	1,109,144	1,109,144
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	15,636,870	15,632,621
	小 計	154,816,548	152,679,922
総務大臣が価格等を 決定し配分したもの		33,751,770	33,179,011
県知事が価格等を 決定し配分したもの		-	-
小 計		33,751,770	33,179,011
合 計		188,568,318	185,858,933